

垂水市教育委員会告示第1号

垂水市立学校の在り方検討委員会設置要綱を次のように定めた。

令和7年3月4日

垂水市教育委員会 教育長 坂 元 裕 人

垂水市立学校の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 垂水市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項を調査及び審議するため、垂水市立学校の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 少子化傾向にある中での学校の在り方に関すること。
- (2) 学校の施設整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員40人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校代表
- (2) 学校PTA代表
- (3) 各地区代表
- (4) 幼稚園・保育所・認定こども園の代表
- (5) 幼稚園・保育所・認定こども園の保護者代表
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項に関する一連の事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員が必要と認めるときは、委員長に対し、会議の招集を請求することができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。